

食安輸発0724第5号
平成27年7月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(エクアドル産カカオ豆のジウロン、オーストリア産西洋わさびのジフェノコナゾール、中国産ウーロン茶のインドキサカルブ及びあげまきがいのプロメトリン並びにタイ産カミメボウキのEPN)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正：平成27年7月16日付け食安輸発0716第2号)に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成27年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産あげまきがいのプロメトリンの項及びタイ産カミメボウキのEPNの項を削除するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成27年7月24日	エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジウロン)
平成27年7月24日	オーストリア	西洋わさび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ジフェノコナゾール)
平成27年7月24日	中国	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (インドキサカルブ)